

障害児通所支援事業所
管理者 様

うるま市障がい福祉課
課長 上江洲 晶子
(公印省略)

令和3年度報酬改定に伴う医療的ケア児に係る手続きについて

平素より本市の障害福祉行政の推進につきまして、ご協力いただきありがとうございます。

この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、医療的ケア児の基本報酬区分が創設されました。

つきましては、改定内容をご確認いただくとともに、該当する児童に対しては、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

(1) 対象事業所

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

(※医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定予定の事業所)

(2) 改定内容

・医療的ケア児の新判定スコア等の点数に応じて、段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設。

・「医療的ケア児」の基本報酬区分の創設に伴い、看護職員加配加算を廃止。

(※重心型の事業所においては、従来どおり基本報酬に加え看護職員加配加算が算定可能。)

(3) 事務の取扱い

① 基本的な考え方

新判定スコアは医師が判定する必要があることから、医師に新判定スコアを作成してもらう必要があります。

② 経過措置

①の取扱いは令和3年4月から施行されますが、経過措置として、旧判定スコアの点数を置き換え、その結果を新判定スコアとみなすことも可能となります。

(※ なお、この取扱いは、保護者が短期間で新判定スコアを用意することが困難であることが想定されるための配慮であるので、保護者が新判定スコアを用意できる場合は、新判定スコアにより決定いたします。)

(4) うるま市の取り扱い

ア 旧判定または新判定スコアを提出する際の手続きについて以下のとおりお手続きください。

	対象	提出書類	提出時期
①	事業所 様	<p>該当する障害児の保護者に令和3年4月以降の取扱いと旧判定スコアまたは新判定スコアを市に提供する旨の説明をお願いします。</p> <p>保護者の同意を得た上で、市に旧判定スコアまたは新判定スコアをご提出してください。</p>	<p>《締切》 令和3年6月30日（水）必着 ⇒4月1日に遡及した上での適用開始となります。</p> <p>なお、締切後にご提出いただけますが適用開始日が4月1日にはなりませんのでご注意ください。</p> <p>※後述、(5)適用開始日について参照</p>
②	うるま市	<p>旧判定スコアを新判定スコアに置き換えた後、非該当から医療的ケア区分1～3のいずれかを決定。区分を記入した新たな受給者証を発行し、保護者に送付します。</p> <p>新判定スコアで提出された方についても区分を新たに記入した受給者証を発行し、保護者に送付します。</p>	
③	保護者 様	事業所にご提示ください。	
④	事業所 様	4月サービス提供分から②で決定した医療的ケア区分に応じた報酬請求をお願いします。	

イ 旧判定スコアの適応期限について（経過措置）

経過措置として、令和4年6月末まで旧判定スコアでの提出が可能ですが、本経過措置は令和4年6月末までとなっており、令和4年7月サービス提供分以降の報酬請求は新判定スコアに基づき請求する必要があるため、令和4年6月頃までに、給付決定申請にあたり保護者様は新判定スコア（※1）を準備する必要があります。

※1 新判定スコアで提出する場合、医師による新判定スコアが必要になります。かかりつけ医に作成を依頼するよう保護者に説明をお願いします(作成に係る費用は自己負担となります)。

(5) 適応開始日について

令和3年6月中に申請があった場合（6月30日（水）必着）

→令和3年4月1日からの適用開始とします。

令和3年7月以降に申請があった場合

→障がい福祉課が申請を受理した月からの適用開始とします。

* ご不明な点等ございましたら、うるま市障がい福祉課までお問合せ下さい。

【問合せ】
うるま市障がい福祉課
電話：098-973-5452